

パーシャルスピノフ税制の創設

背景・目的

日本国内の企業・経済の更なる成長を目指し、大企業発スタートアップ企業の創出や企業価値向上に向けた事業再編を促進するため、事業切出しの手法の1つであるスピノフ*について、段階的に事業を切り出そうとする企業等が活用できるよう、スピノフ*を行う企業に持分を一部残す場合についても、再編時の譲渡損益や配当に対する課税を対象外とする特例措置（適格株式分配）を時限的に講じる。

スピノフ

現状のスピノフには、①分割型分割（自社内の特定の事業部門を切り出し、新設会社の株式を株主に交付する）と、②株式分配型（スピノフ対象となる100%子会社の株式を株主に対して現物配当する）の2つの類型が存在する。

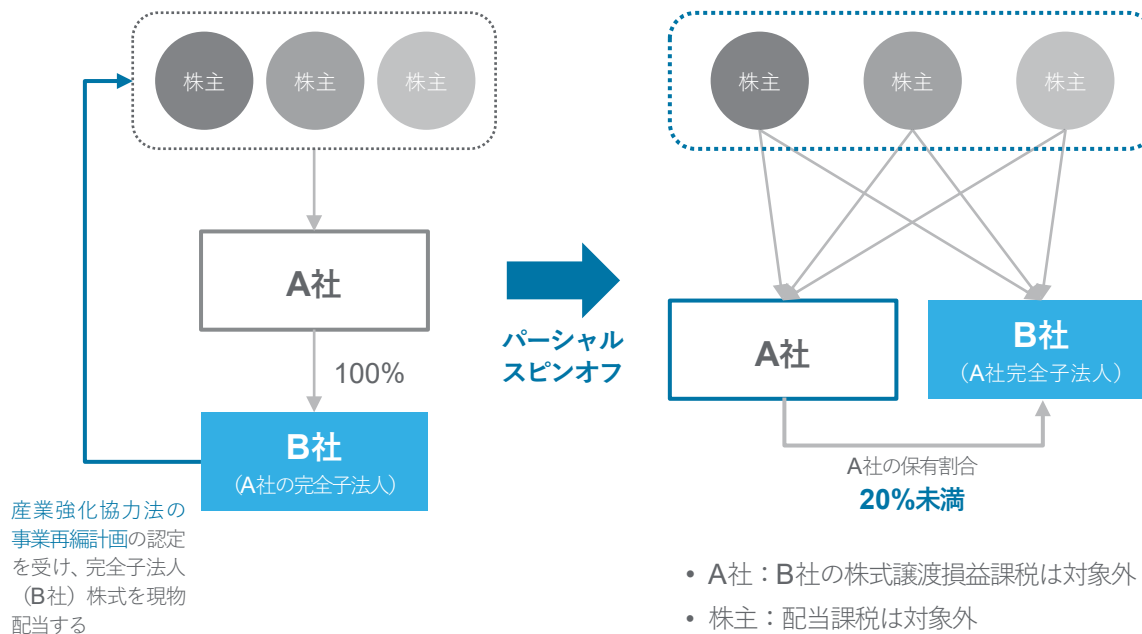
税制適格要件を満たしたスピノフは、スピノフを実施する会社（次ページの図：A社）において譲渡損益課税が繰延べられるだけでなく、株主においても、スピノフ対象株式の現物配当についてみなし配当課税を受けないこととされている。

税制措置の内容

元親会社（右図：A社）に一部の株式持分（20%未満）を残すスピンオフにおいて、一定の要件を満たす場合は、再編時の譲渡損益や配当に対する課税を対象外とする特例措置を創設する。

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、**産業競争力強化法の事業再編計画（①）**の認定を受けた法人が、同法の特定剰余金配当（配当財産が関係会社の株式等に限定されている配当）として行う現物分配で完全子法人（右図：B社）の株式が移転するものは、適格株式分配に該当することとする（**適格株式分配に該当するための主な適用要件（②）**については、Pg.4を参照）

イメージ図（新設：パーシャルスピンオフ）



①産業競争力強化法の事業再編計画認定

新たに創設される租税特別措置法における株式分配は、以下の事業再編計画の認定を受けた法人のみが対象となる。

| 要件 | 事業再編計画 |
|-------------------|---|
| 計画期間 | 3年以内（大規模な設備投資を行うものに限り5年） |
| 生産性の向上 ※事業部門単位 | 計画開始から3年以内に、以下の <u>いずれか</u> の達成が見込まれること ▼ ① 修正ROA2%ポイント向上 ② 有形固定資産回転率5%向上 ③ 従業員1人当たり付加価値額6%向上 |
| 財務の健全性 ※企業単位 | 計画開始から3年以内に、以下の <u>両方</u> の達成が見込まれること ▼ ① 有利子負債÷キャッシュフロー ≤ 10倍、② 経常収入 > 経常支出 |
| 雇用への配慮 | 計画に係る事業所における労働組合等と協議により、十分な話し合いを行い、実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うこと |
| 事業構造の変更 | 以下の <u>いずれか</u> を行うこと ▼ ① 合併、② 会社の分割、③ 株式交換・株式移転、④ 事業又は資産の譲受け・譲渡、⑤ 出資の受入れ、⑥ 他の会社の株式・持分の取得、⑦ 会社の設立、⑧ 有限責任事業組合に対する出資、⑨ 施設・設備の相当程度の撤去 等 |
| 前向きな取組み | 計画開始から3年以内に、以下の <u>いずれか</u> の達成が見込まれること ▼ ① 新商品、新サービスの開発・生産・提供 ▷ 新商品等の売上高比率を全社売上高の1%以上 ② 商品の新生産方式の導入、設備の能率の向上 ▷ 商品等1単位当たりの製造原価を5%以上削減 ③ 商品の新販売方式の導入、サービスの新提供方式の導入 ▷ 商品等1単位当たりの販売費を5%以上削減 ④ 新原材料・部品・半製品の使用、原材料・部品・半製品の購入方式の導入 ▷ 商品1単位当たりの製造原価を5%以上削減 |

②租税特別措置上の株式分配の適格要件

新たに創設される租税特別措置法における株式分配は、以下の要件を満たした場合に**適格株式分配** (③) となる。

| | 現行 | 【改正案】租税特別措置上の適格株式分配 |
|----------------|--|---|
| 株式のみ 按分交付要件 | その法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式のみを交付するものであること | 変更なし |
| 交付資産に係る要件 | その法人が有する完全子法人の発行済株式の全部を交付すること | その現物分配の直後にその法人が有する完全子法人の株式の数が発行済株式の総数の20%未満となること |
| 非支配要件 | 現物分配法人が分配の直前に他の者による支配関係がない法人であり、且つ完全子法人が株式分配後に他の者による支配関係があることが見込まれていないこと | 変更なし |
| 事業継続要件 | 完全子法人の主要な事業が完全子法人において、株式分配後も引き続き行われることが見込まれること | 変更なし |
| 役員継続要件 | 特定役員の全てが株式分配に伴い退任するものでないこと | 変更なし |
| 従業者継続要件 | 完全子法人の従業者の80%以上がその業務に引続き従事することが見込まれていること | 完全子法人の従業者の90%以上がその業務に引続き従事することが見込まれていること |
| その他の要件 | — | その認定に係る関係事業者又は外国関係法人の特定役員に対して新株予約権が付与され、又は付与される見込みがあること等の要件を満たすこと |

③適格株式分配の課税関係

適格株式分配となった場合には、以下の課税関係となり、非適格株式分配と比較し株主の配当課税が生じず、現物分配法人への時価譲渡課税が繰延べられる。

| 要件 | 適格分割 | 非適格分割 |
|---------|---|---|
| 分割法人 | 資産及び負債が簿価により引継がれたものとされ、譲渡損益の計上なし | 資産及び負債が時価譲渡されたものとされ、譲渡損益の計上あり |
| 分割継承法人 | 資産及び負債を簿価により受け入れる | 資産及び負債を時価により受け入れる |
| 分割法人の株主 | <ul style="list-style-type: none">みなし配当の計上なし分割法人株式の譲渡損益の計上なし | <ul style="list-style-type: none">みなし配当の計上あり分割法人株式の譲渡損益の計上あり |